

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	106 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	104 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月及び同年2月

私は、昭和56年12月末に会社を退職し、57年2月にA市に転居した。その後一年間はアルバイトをしており、58年3月に同市で就職したが、その頃は年金の知識もなく、支払う余裕もなかったため、そのままにしていた。

その後の昭和59年3月に、同市の勤務先で厚生年金保険に加入した際、社長が国民年金の空白部分を支払うべきだと助言してくれたので、その頃から3か月分ずつ空白部分を支払ってきた。未納分の保険料は全部納付したはずなのに、2か月だけが未納とされており、納付できないので第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年3月頃に、当時勤務していた会社の社長に勧められ、国民年金保険料の納付を開始したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年1月12日に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する58年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収書によると、当該期間の保険料を59年2月1日に納付していることが確認でき、申立人の主張と一致する。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間に未納期間はなく、平成元年4月以降は前納により保険料を納付するなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、国民年金に加入した時点で未納となっていた昭和57年1月から58年3月までの国民年金保険料を、厚生年金保険に加入した59年3月以降に、3か月ごとに過年度納付している

ことが確認でき、計画的に未納の解消に努めている状況がうかがえることから、納付意識の高い申立人が、2か月と短期間の申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和55年10月から58年3月まで

私と夫の国民年金保険料は、亡くなった夫の父親が全て納付していたが、夫だけ納付済みで私の記録が無いのは不自然だと思う。詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市で国民年金制度発足時に払い出されており、国民年金被保険者台帳から、昭和36年4月から37年3月まで同市で保険料を納付済みであることが確認できるところ、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が同年同月の婚姻後に転居した同市においても、当該番号が承継されることが確認でき、婚姻後の同居家族である申立人の夫及びその義母は、申立期間①の保険料を全て納付済みである上、申立期間①直後の昭和40年度及び41年度の保険料についても、申立人とその夫の納付年月日は全て同一であり、保険料の納付記録に関して夫婦の同一性が認められる。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿には、「名簿紛失のため40.12.22再製」と記載されており、当初に作成された同被保険者名簿の内容が不明である上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金被保険者台帳は、昭和43年3月25日以後にC社会保険事務所（当時）からD社会保険事務所（当時）へ移管されていることが確認でき、申立人は37年7月にB市に転入届を提出していることから、同被保険者台帳の移管が著しく遅延

したことが認められる。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和37年度から41年度まで保険料未納とされていたが、上記の再製されたB市の国民年金被保険者名簿には、40年度に納付済みと記載されていることから、平成22年6月22日に申立期間①直後の期間について記録訂正が行われており、これらの事情から、申立人の申立期間①に係る記録管理上の不備がみられ、申立人は、当時同居していたその夫及び義母と同様に当該期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人の夫も未納である上、当該期間における保険料の納付は、申立人の義父が行っていたとしており、申立人は直接関与しておらず、その義父も既に死亡していることから、具体的な納付状況等は不明である。

また、申立人に係るB市の昭和55年度の国民年金収滞納一覧表及び国民年金被保険者台帳によれば、申立期間②について、未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人及びその義父が申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日は、昭和26年2月1日であると認められることから、船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和25年8月から26年1月までの標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月1日から25年12月1日まで
② 昭和25年2月1日から同年7月1日まで
③ 昭和25年8月1日から26年11月13日まで

私は、A社が所有していたB丸の船長の紹介により、同社に入社し、約1年半、水夫（甲板員）として同船に乗船していた。

その間一度も下船した記憶は無いが、船員保険被保険者記録は2か月しかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和25年8月1日から26年2月1日までの期間について、A社に係る船員保険被保険者名簿では、同社が船員保険の適用事業所となった25年7月1日（新規適用日）に、58人（申立人を含む。）が船員保険被保険者資格を取得しているにもかかわらず、申立人のみが当該取得日より前の同年2月1日に資格喪失する不自然な記録となっている。

なお、当該名簿は、船舶ごとに船長、機関長、水夫長及び水夫等の順に氏名が記載されていることが確認できるが、昭和25年7月1日に資格を取得している申立人をA社に紹介したとされるB丸の船長（整理番号*番）、機関長（同*番）、水夫長（同*番）、水夫である申立人（同*番）の4人のうち、申立人以外の3人の同資格喪失日は26年2月1日となっている。

また、オンライン記録によると、昭和25年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の

A社における船員保険被保険者記録が確認できるが、上記被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年2月1日の船員保険被保険者資格喪失日に対応する同被保険者資格取得日及び同年7月1日の同被保険者資格取得日に対応する同被保険者資格喪失日の記載が確認できない不自然な記録となっている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年2月1日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を、社会保険出張所（当時）に対して行い、その結果、申立人は、申立期間③のうち、25年8月1日から26年2月1日までの期間において、船員保険被保険者であったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和25年7月の船員保険被保険者台帳の記録より、5,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①、②及び③のうち昭和26年2月1日から同年11月13日までの期間については、A社の元従業員5人に照会したところ、唯一回答のあった元従業員は申立人を記憶しておらず、同社に当時の資料も残っていないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の加入状況を確認することができない。

また、申立期間①及び②については、A社の新規適用日（昭和25年7月1日）より前の期間であることが確認でき、申立期間③のうち26年2月1日から同年11月13日までの期間については、上記のとおり、申立人と共にB丸に乗船していた船長以下3人の船員保険被保険者資格喪失日は同年2月1日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③のうち昭和26年2月1日から同年11月13日までの期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③のうち昭和26年2月1日から同年11月13日までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和32年2月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月10日から同年2月4日まで

私は、昭和31年3月にA社に入社し、35年3月に同社を退職するまでの間、同社及び同社の子会社であるC社で継続して勤務した。しかしながら、A社からC社に出向となった申立期間に係る年金記録は、32年1月10日に資格を喪失し、同年2月4日に資格を取得したとされており、1か月の空白期間が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における元同僚二人（うち一人は経理担当者）の証言から判断すると、申立人はA社及び関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、上記経理担当者は、「申立期間当時の給与は親会社であるA社から支給されており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と証言していることから、昭和32年2月4日にC社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間については、申立人の厚生年金保険の適用はA社において行われるべきだったと考えられることから同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年12月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和17年6月1日から20年4月1日までの期間については、申立人のA社B製造所における労働者年金保険被保険者資格取得日は17年6月1日、資格喪失日は20年4月1日であると認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和17年6月から19年1月までは30円、同年2月から20年3月までは50円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月7日から27年8月1日まで

私の夫は、結婚前にA社B製造所で仕事をしていた。製造所での式に参加した際の壮大な情景等を聞かされ、製品の一部を見せてもらったことを覚えている。年金記録が欠落しているので、訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和17年6月1日から20年4月1日までの期間については、元同僚、申立人の親族及び同級生の証言により、申立人はA社B製造所に勤務していたことがうかがえる。

また、A社B製造所に係る労働者年金保険被保険者名簿の記録により、申立人と氏名及び生年月日が一致し基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認でき、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であることが認められる。

一方、当該未統合記録については、A社B製造所における労働者年金保険被保険者資格取得日(昭和17年4月7日)の記載はあるが、同資格喪失日に係る記載が無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においても、上記被保険者名簿と同様に、被保険者資格取得日に係る記録はあ

るが、同資格喪失日に係る記載は無い。

しかし、i) 申立人は、父親が死亡し人手が足りなくなった実家の農業を手伝うため、A社B製造所を退職し、実家に帰ってきたとする申立人の親族の証言、ii) 戸籍謄本により確認できる申立人の父親の死亡日（昭和20年*月*日）、iii) 申立人のA社B製造所に係る労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）で確認できる標準報酬月額の変定の記録等を総合的に判断すると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和20年4月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和17年6月から19年1月までの期間は30円、同年2月から20年3月までの期間は50円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和17年4月7日から同年6月1日までの期間については、労働者年金保険法（昭和17年6月施行）に基づく労働者年金保険制度が発足する以前の期間である。
- 3 申立期間のうち、昭和20年4月1日から27年8月1日までの期間については、A社B製造所では、申立人に係る資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社B製造所において申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた10人に照会し、7人から回答があったものの、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況に関する証言が得られない。

さらに、申立人は既に死亡しており、当時の状況を聴取する事ができない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和25年12月2日から26年5月30日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は25年12月2日、同資格喪失日は26年5月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和25年12月及び26年1月は3,000円、同年2月から同年4月までは4,500円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月20日から26年5月30日まで

私は、昔のメモ帳に、A社に勤めていたことを記入しているし、仕事内容や職場環境もよく覚えているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和25年12月2日から26年5月30日までの期間については、申立人が保管するメモ帳に、「昭和二十五年十一月二十日A社ニ入社ス」「昭和二十六年五月廿六日A社ヲ退社スル」と記入されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できないが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、厚生年金保険の記号番号欄は空欄となっているものの、申立人と氏名、生年月日及び性別が一致し、資格取得日を昭和25年12月2日、資格喪失日を26年5月30日とする被保険者記録が確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人同様、厚生年金保険の記号番号欄が空欄となっている者が、申立人のほかに6人確認できるところ、このうち昭和26年6月1日の当該被保険者名簿の書換え後も被保険者資格を

有する4人は、いずれも書換え後の被保険者名簿において同記号番号が記載されている上、オンライン記録により確認できる当該4人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、書換え前及び書換え後の被保険者名簿に記載されている同資格取得日と一致することが確認できる。

加えて、申立期間当時のA社の元事務担当者二人は、「健康保険料と厚生年金保険料はセットで控除していた。健康保険だけ加入することはできなかった。」とそれぞれ証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であると認められ、かつ、事業主は、申立人がA社において、昭和25年12月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年5月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿に記載されている標準報酬月額の記録から、昭和25年12月及び26年1月は3,000円、同年2月から同年4月までは4,500円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和25年11月20日から同年12月2日までの期間については、上記のとおり、申立人が保管するメモ帳において、25年11月20日に入社した旨の記載が確認できる。

しかしながら、A社の上記の元事務担当者2人を含む元従業員3人が、「試用期間があった。」とそれぞれ証言しており、このうち2人の厚生年金保険の資格取得月は、自身が記憶する入社時期の翌月であることが確認できることから、同社では、必ずしも全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月16日から62年10月1日まで

私は、昭和61年11月にA社から関連会社のB社に異動し、その際、給与が下がったことは無かったのに、年金記録では同年11月から62年9月までの標準報酬月額が、異動前の28万円から20万円に下がっている。

申立期間の11か月のうち、最初の2か月と最後の3か月について残っている給与明細書をみると、給与から控除された厚生年金保険料は申立期間の前後と同じ額であるので、当該期間の標準報酬月額を28万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書により、申立人が、申立期間のうち、昭和61年11月、同年12月及び62年7月から同年9月までの給与から、その主張する標準報酬月額(28万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、昭和62年1月から同年6月までの期間については、給与明細書は保管されていないものの、申立人が所持する預金通帳によると、61年1月から同年12月までの間及び62年7月から同年11月までの給与明細書に記載されている支給額とほぼ同額の給与が毎月25日若しくは26日に振り込まれていることが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その

主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる資料が保存されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月15日から同年4月1日まで

私は、A社で勤務していたが、D社のE部門を切り離し、A社とD社が半分ずつ出資して設立するF社の下請け新会社準備のため、昭和47年4月1日からG地にあるD社の事務所に出勤することになった。同年3月末日までは引き継ぎのため、A社C支店に出勤し継続して勤務していたのに年金記録が欠落しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿、同社の回答及び申立人と同様の異動をしている元同僚の年金記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和47年4月1日に同社からD社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、納付したかどうかは不明であるとしているが、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写）に記載されている資格喪失日が昭和47年3月15日となっていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の

告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和19年12月16日から20年1月11日までの期間において船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を19年12月16日、資格喪失日に係る記録を20年1月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を55円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、A社における資格喪失日は昭和20年11月9日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月25日から20年4月1日まで
② 昭和20年5月1日から同年11月9日まで

私は、C海員養成所で受講中にA社所有のD丸に乗船した。同船は昭和19年6月*日、E沖で沈没し、私は負傷した。F病院に1か月弱入院し、さらに、Gの病院に転院、治療を受けた。その後、半年間ほど、同社運航のH丸に乗船勤務した。また、同社には20年4月1日から同年11月8日まで勤務した。申立期間①は、同社又は同養成所において、申立期間②は、同社において、それぞれ船員保険に加入していたと思うので、年金記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「D丸で負傷した後、H丸に乗船勤務した。」と供述しているところ、B社が提出した申立人に係る船員保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）によると、船舶名「H丸」昭和19年12月16日資格取得、20年1月11日資格喪失との記載が確認できる上、申立人は、同船を下船した理由について、「D丸で負傷後の状態が思わしくなかったため、仕事が厳しく感じられた。このため、体調が悪いということ

を理由にしたように思う。」と供述しているところ、被保険者台帳の資格喪失欄には「病」の記載が確認でき、申立人の供述と符合する。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年12月16日に被保険者資格を取得し、20年1月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、被保険者台帳の記録から55円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和20年4月1日と記載され、資格喪失日欄は空欄となっているところ、申立人のオンライン記録は、同日資格取得、同年5月1日資格喪失となっている。

しかしながら、申立人の被保険者台帳において、昭和20年4月1日資格取得、同年11月9日資格喪失の記載が確認できる上、日本年金機構は、「被保険者名簿に資格取得日のみが記載されている場合には、資格取得日の翌月1日を資格喪失日として処理をしている。資格喪失日を変更すべき新たな事実が判明した場合には見直しをする。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年11月9日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、被保険者台帳の記録から60円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和19年6月25日から同年12月16日までの期間及び20年1月11日から同年4月1日までの期間については、申立人は、「乗船した船が19年6月*日に沈没し、1か月弱入院後、転院、治療を受けた。」と供述していること及び上記「1」に記載のとおり、下船により20年1月11日に資格を喪失したと確認できることから、「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者」（以下「予備船員」という。）であったと推認される所、船員保険法において、予備船員が船員保険の被保険者となるのは20年4月1日以降である。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、船員保険被保険者であったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年6月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月9日から同年7月1日まで

私は、昭和47年6月9日にA社に入社し、同年12月まで在籍していた。同社における給与支払明細書によると、厚生年金保険料が6か月間控除されているのに、年金記録が5か月間しか無いことに納得できない。

厚生年金保険被保険者資格取得日が47年6月9日と記録されるべきところ、同年7月1日と誤って記録されていると思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された給与支払明細書の記載等から判断すると、申立人がA社に昭和47年6月9日から勤務していたことが確認できる。

また、昭和47年7月から同年12月までの給与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、A社の複数の元従業員は、「同社では、保険料は翌月控除であった。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が、申立期間のうち、昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日は、20年3月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年5月頃まで
昭和18年4月から20年5月頃まで正社員としてA社D支店に勤務していたので、19年10月1日から20年5月頃までの期間は厚生年金保険被保険者記録があるはずである。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 B社が保管する申立人に係る人事表により、申立人は、昭和18年3月19日にA社に入社し、20年2月28日に退職したことが確認できる。
- 2 A社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人が団体郵便年金に加入していたことを事由に、厚生年金保険を適用除外とされていたことを示す「郵 除外」の記載が確認できる。

また、厚生年金保険制度が発足した昭和19年6月1日(準備期間を経て、同年10月1日から保険料徴収を開始)から22年9月1日までの期間においては、団体郵便年金と厚生年金保険において、i) 団体郵便年金の掛け金の厚生年金保険への移管、ii) 団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険の適用除外、iii) 一旦適用除外された者が厚生年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の通算、という3つの調整措置が設けられていたところ、B社によると、「A社(当時)では、厚生年金保険制度が発足した19年6月時点における国内在籍者は、団体郵便年金制度に加入させ、社会保険事務所(当時は、保険出張所)に「資格取得届」及び「適用除外申請」

を提出し、団体郵便年金適用除外制度が廃止されるまでの期間、保険料を全額会社負担で、同制度に加入させていた。」と回答している。

さらに、上記の調整措置は昭和 22 年 9 月 1 日をもって廃止され、適用除外を受けていた期間については、本人からの申請により、厚生年金保険の被保険者期間として認める取扱いが行われたところ、日本年金機構E事務センターは、「団体郵便年金から厚生年金保険への移管に係る資料は保管していない。」と回答しているが、申立人は、オンライン記録において、19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録が確認できることから、団体郵便年金の加入期間について、厚生年金保険の加入期間として取り扱われたものと推認できる。

- 3 厚生年金保険被保険者台帳受払簿によると、厚生年金保険制度が発足した昭和 19 年 6 月 1 日付けでA社の被保険者 252 人に対して連続する厚生年金保険の記号番号が払い出され、当該 252 人のうち、申立人を含む被保険者番号が連続する 16 人について調査したところ、全員が同年 6 月 1 日にA社C支店において被保険者資格を取得しているが、このうち申立人を含む 14 人については資格喪失日の記載が無い上、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)も確認することができない。

これらのことから、A社C支店に係る被保険者資格の喪失に係る事務処理が適切に行われなかった可能性がうかがえる。

- 4 これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは認められず、申立人は、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日までA社C支店で勤務し、同支店における資格喪失日は、同日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

- 5 一方、申立期間のうち、昭和 20 年 3 月 1 日から同年 5 月頃までの期間については、人事表に、同年 2 月 28 日退職と記載されている上、上記 16 人のうち、所在が確認できた 4 人に、団体郵便年金制度及び申立人の勤務実態について照会し、3 人から回答を得たものの、全員が同制度及び申立人について記憶しておらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和44年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月11日から同年5月1日まで

私は、昭和33年11月にA社に入社し、平成12年4月に同社を定年退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、同社勤務期間中の昭和44年4月11日から同年5月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された異動歴、C健康保険組合が発行した健康保険資格喪失証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年4月11日に同社D工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年6月30日における標準賞与額の記録は事後訂正の結果78万7,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の50万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(78万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を78万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額(50万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月30日の標準賞与額が支給された賞与額に比べて低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初50万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年11月に、78万7,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(78万7,000円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(50万円)となっている。

しかしながら、事業所が保管する支給控除一覧表から、申立期間について、その主張する標準賞与額(78万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を75万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、75万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を74万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、74万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を67万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、67万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、50万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を61万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、61万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を58万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、58万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を51万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、51万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を56万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、56万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を49万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、49万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、60万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を42万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、42万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を26万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、26万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、50万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 3000

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を44万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、44万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 3001

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を106万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、106万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を47万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、47万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、50万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を71万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、71万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を49万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、49万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を43万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、43万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、50万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、40万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 3010

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、55万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を77万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、77万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、41万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、55万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、46万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、41万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を49万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、49万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を42万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、42万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、41万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を56万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、56万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を51万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、51万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を63万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、63万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、45万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、40万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、40万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を36万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、36万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、48万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を67万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、67万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を53万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、53万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を74万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、74万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、31万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、15万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を61万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、61万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を37万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、37万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、37万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、14万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、38万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、14万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を59万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、59万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を42万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、42万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を46万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、46万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を74万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、74万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、14万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、38万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、14万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を65万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、65万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を68万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、68万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、45万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を39万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、39万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、37万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 3050

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、41万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、41万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、41万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を36万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、36万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、41万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を33万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、33万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、41万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を63万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、63万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、55万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を56万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、56万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、35万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、37万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、40万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を39万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、39万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を49万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、49万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を11万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、11万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を84万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、84万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、9万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を97万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、97万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を58万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、58万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、13万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、12万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、12万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、12万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、12万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、12万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、50万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、38万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を46万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、46万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を43万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された支給控除一覧表により、申立人は、43万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる

兵庫国民年金 事案 2231 (事案 333 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和36年から国民年金に加入し、41年3月まで自宅に来ていた集金人に毎月100円の国民年金保険料を納付していた。年金記録問題が起こる以前から、社会保険事務所(当時)に苦情を申し立てていたが、納付記録が回復されないため、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、ii) 納付等をうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、iii) 申立人が国民年金に加入していたことを知っていたとする元夫からの証言を得ることができず、申立期間当時の経緯を確認することができないこと、iv) 国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと、等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年7月14日付けで通知が行われている。

申立人は、今回、新たな関連資料及び周辺事情は無いものの、当該通知された内容の全てに納得できないとの主張により再申立てを行っているところ、当委員会において、再申立ての内容及び口頭意見陳述における主張も踏まえ審議を行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき事情はうかがえなかったことから、今回の申立てをもって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から51年3月までの期間及び56年3月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から51年3月まで
② 昭和56年3月から57年3月まで

私は、自分で国民年金の加入手続を行ったことはなく、同居していた母親が私の20歳到達時の昭和49年頃に手続を行ってくれたと思う。しかし、母親は既に他界しており詳しいことは全く分からない。また、私は、申立期間当時、自分の給料を全て母親に渡していたので、その中から、母親が私の国民年金保険料を納付してくれていたと思うが、当時の納付状況等も分からない。申立期間①及び②について、保険料の納付記録が無く、未納とされていることについて、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、自身が20歳に到達した昭和49年頃に、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は51年7月15日に払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、A市の国民年金被保険者名簿では、申立期間①の保険料は未納と記録されている上、同被保険者名簿の備考欄を見ると、「51.6.26 適用もれ」と記載されており、同時期に同市役所から申立人の母親に架電している記録が確認できることから、申立人の母親は、同時点まで申立人の加入手続を行っていなかったことが推認できる。

さらに、申立期間①の保険料は、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期から過年度納付することは可能であったが、申立人と同日に連番で同手帳記号番

号が払い出されている申立人の兄についても、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和51年3月以前の期間について保険料が未納であることが確認できる。

申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の期間であるところ、A市の国民年金台帳及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、当該期間の保険料の納付記録は確認できず、オンライン記録と一致している上、特殊台帳の記録を見ると、その直後の昭和57年度の保険料を昭和58年8月15日に過年度納付していることが確認できることから、同時点まで当該期間の保険料は未納であったことが推認できる。

また、申立人自身は、国民年金への加入手続及び申立期間①及び②の保険料の納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付していたとする母親は既に死亡していることから、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人に対して、申立期間①及び②に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年12月まで

私は、昭和61年3月末に、A事業所を退職し、B市からC市の実家に戻り、両親と一緒に生活していた。当時、国民年金の改正が話題になっており、父親から国民年金に加入するよう強く勧められたことから、自分で、C市役所で加入手続を行った。加入手続後、いつ頃どのような形で納付書が届き、どのような方法で保険料を納付したか定かでは無く、当時の家計簿や領収書等は紛失し、納付を証明するものは残っていない。

昭和61年度は、無職で、父親の扶養家族になっていたが、貯金があり、納付書が届いた時に一括で保険料を納付したと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年3月19日に払い出されていることが確認できる上、C市の同手帳払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、同年同月8日に払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認されることから、この時点において申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間となる。

また、C市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間の保険料納付記録は無い上、オンライン記録においても申立期間の納付記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料のうち、昭和61年4月から62年3月までの分は、一括で納付したと主張しているものの、納付についての具体的な記憶は無い上、申立期間のうち、同年4月から同年12月までの期間はD国に留学していたことから、申立人の母親に保険料の納付等を全て任せていたとし

ており、その母親も納付書が届けば、必ず納付していると供述しているものの、申立人の保険料を納付したとする具体的な記憶は無く、61年4月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成4年4月まで

私は、勤務していた会社を昭和63年12月に退職し、国民年金に切り替えるためにA市のB市民センターで加入手続を行い、第3号被保険者資格を喪失した妻と共に金融機関で国民年金保険料を納付するようになった。

記録を確認したところ、昭和63年から平成4年まで私の記録が無いとされていることが分かった。夫婦で同時に保険料を納めてきて、妻は未納無く保険料を納付しているのに、私だけ記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年12月に会社を退職した際、A市役所B市民センターで国民年金に加入する手続を行い、その後は、金融機関で国民年金保険料を夫婦共に納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間は納付済みと記録されていることが確認できるものの、申立人の申立期間は、未加入期間と記録されていることが確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人の妻が所持する年金手帳の国民年金の記録欄を見ると、申立期間の始期である昭和63年12月に第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更を行っていることが確認できるが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄を見ても、57年2月4日付けで国民年金の被保険者資格を喪失した後、平成6年4月27日付けで国民年金の同資格を再取得するまでの間、同資格を取得した記載は無く、オンライン記録とも一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年10月まで

私は、会社を退職後の平成5年10月頃、A市役所に出向き、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民健康保険料は口座振替により納付し、国民年金保険料は、納付書により銀行の窓口で定期的に納付していた。申立期間について納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年10月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を銀行の窓口で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより検索したが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から58年9月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、年金記録を確認したところ、昭和57年7月から58年9月までの期間の納付記録が確認できなかった。

申立期間の国民年金保険料は、父親から口座引落しで保険料納付したと聞いていたところ、申立期間ではないが口座引落しを行っている通知書が見付かったこともあり、年金記録がおかしいと思うので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の具体的な記憶は無いものの、申立人の父親が納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年7月9日に払い出されているが、申立期間当時に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座引落しで納付していたと主張していることから、申立人から申出のあった金融機関に対し、該当口座番号に係る申立期間の出入金記録を照会したが、申立期間における国民年金保険料の口座振替は確認できない。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、既に死亡しているため、当時の状況を確認することができない上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から53年1月まで

私は、昭和52年7月に会社を退職後、A市役所で国民年金に再加入し、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していた。

なお、昭和54年までは生家の「B」姓であった。また、60歳になる直前に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、46年8月から勤務していた会社名が別の社名で記載されていた。

私は、昭和60年11月に会社を退職し、同年12月に就職した際に厚生年金保険の期間が継続していると勘違いをしたことで1か月抜けている以外は、転職の際、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間の納付記録を復活してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和52年7月に会社を退職後、国民年金の再加入手続をA市役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和46年8月3日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、その後、申立人が国民年金に再加入したのは平成11年5月1日であることがオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録から確認でき、申立期間において国民年金に再加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索し

たが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年3月まで

私が昭和62年10月に会社を退職して間もない頃、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料をA市役所に納めに行ってくれていた。私は、当時、父親が2,000円から3,000円を一度に納めていたことを記憶しており、母親も同じようなことを記憶している。

現在、父親は既に亡くなっているため、詳細は分からず、私と母親も詳しいことは覚えていない。当時、領収書を受け取っていたと思うが、災害のため紛失してしまい、関係する資料等も無い。年金記録に係る通知が郵送され、申立期間の記録が無いことを知った。調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、オンライン記録上、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、B共済組合に加入するまでの期間で、国民年金の未加入期間であり、申立人は被保険者として取扱われておらず、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間である。

また、C年金事務所及びD市の管理する年金記録において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない上、申立人が所持する年金手帳においても、申立期間直前に勤務していた事業所の厚生年金保険の記号番号及び基礎年金番号となる申立期間直後に加入していた共済組合の記号番号は共に記載されているものの、国民年金の記号番号の記載は確認できない。

さらに、オンライン記録及びD市の国民年金マスターチェックリストによると、申立人は、平成18年8月21日を資格取得日として、同月以降に基礎年金番号による国民年金保険料の免除記録が確認できるものの、申立期間に係る加

入及び納付記録は確認できない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人が記憶する保険料額（2,000円から3,000円）も当時の月額保険料額（7,400円）と大きく異なっているなど記憶が曖昧であり、具体的な納付状況等は不明である。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から49年5月まで

ねんきん特別便を見ると、私が20歳になった頃、父親が大学生であった私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていた記録が無いことが分かったが、父親は常々、私が20歳になったときから、国民年金保険料を納付していたと言っていたので、大学通学のため住所を移していた私の国民年金保険料を付加保険料を含め、実家のあるA町（現在は、B市）で納めていたはずである。父は、既に他界しており当時の詳細は分からないが、社会保険庁（当時）の年金記録に納付できないので第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年9月に払い出されていることが確認でき、申立人の主張する加入時期と相違する上、申立期間当時に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は昭和49年6月16日と記録されていることが確認できるところ、同年同月から51年6月までの保険料を同年6月16日に一括で納付しているものの、申立期間は国民年金の未加入期間であり、49年5月以前の記載は無いことが確認できる。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、国民年金被保険者の資格取得日は昭和49年6月16日と記録され、保険料に関する記録の同年5月の欄に「今月

迄不要」のゴム印が押されていることが確認できる上、上記A町の国民年金被保険者名簿の資格記録及び申立人の所持する年金手帳の初めて被保険者となった日の日付とも一致していることから、申立人の父親が、未加入期間となる申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付を行ってくれていたとする申立人の父親は既に死亡しているため、当時の納付状況を確認することができない上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2240 (事案 826 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 40 年 10 月までの期間、41 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 63 年 2 月から平成元年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月から 40 年 10 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 2 月から平成元年 11 月まで

私は、昭和 37 年 2 月に自ら A 業を営むため、会社を退職した。厚生年金保険に加入できなくなったため、国民年金に加入することは当然であると認識していたので、その加入手続きを行い、当時、同居していた母親が私に代わって保険料を集金人に払ってくれていた。また、63 年 2 月からは、私が経営していた事業所を都合により休業したため、私は厚生年金保険の被保険者資格を喪失する手続きを行い、その後、事業所を再開するまでの期間については、当時取引のあった B 金融機関の職員に、C 市から送られてきた納付書と共に国民年金保険料を預けていた。ところが、60 歳になった平成 9 年に、統合された私の年金記録を確認したところ、国民年金の加入期間中に保険料の未納があることや、厚生年金保険の加入期間中についても国民年金保険料を納付していたことが分かった。私の国民年金記録については、昭和 36 年 4 月に資格取得した旨の記録もあり、どうなっていたのかを再度詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 5 月に払い出されており、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人には当該期間について過去に遡って保険料を納付した記憶が無く、当該期間に係る上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人の国民年

金保険料を集金人に納付していたとしている申立人の母親は既に死亡しており、具体的な国民年金の加入手続や保険料の納付状況について不明であること、また、申立期間③に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料の納付に使用したとする納付書の様式は、当時、C市で使用していた様式と異なる上、オンライン記録によると、当該期間は、平成9年3月に未納期間である旨の追加入力処理がなされる以前は未加入期間であったことから、申立人は被保険者として取り扱われておらず、納付書も発行されなかったものと推認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年1月28日付けで通知が行われている。

申立人は、今回、再申立てに当たって、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな事情や資料を提示することはできないが、従前の調査結果に基づいて再度の審議を希望しているため、当委員会では、上記の調査結果に補足調査を行い慎重に審議したが、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情を確認することはできず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から51年9月まで

私は、昭和50年前後に店を訪問して来たA市B区役所の国民年金の係の人に勧められ、義妹と一緒に国民年金に加入した。その時、役所の人から、今だったら何年間も遡って保険料を納付できると教えられ、義妹と一緒に最初(20歳)からの分を支払ったような気がする。金額は30数万円ぐらいと記憶しており、その領収書は複写式で、店で確かに受け取った。

ねんきん特別便が自宅に届き、遡って納付した記録が無いことに大変驚いた。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年頃に、国民年金に加入し、申立期間の保険料を遡って約30数万円まとめて特例納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は53年11月に払い出されていることが確認でき、この頃に加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間の保険料を第3回特例納付(実施時期は、同年7月から55年6月まで)により納付することが可能であるが、申立人が所持する領収書及び国民年金被保険者台帳の記録によれば、申立人は、同時期(54年1月)に、51年10月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立人が申立期間の保険料を特例納付した記録は無く、同被保険者台帳の記載内容に不自然な点は見られない上、申立期間の保険料を遡って特例納付した場合に必要な保険料額は53万2,000円であり、申立人の記憶する金額と乖離する。

また、申立人は、その義妹と一緒に国民年金に加入し、共に特例納付を行ったと主張しているが、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及び

その義妹は3番違いで国民年金手帳記号番号が払い出されていること、ii) 国民年金被保険者台帳によれば、共に昭和51年10月から53年3月までの保険料を54年1月に過年度納付していることが確認できること、iii) A市の国民年金収滞納一覧表によれば、共に53年4月から54年3月までの保険料を同年4月28日に現年度納付していることが確認できることから、両者の記録には同一性が認められるものの、その義妹も、申立人と同様に51年9月以前の期間は未納となっており、特例納付を行った記録は確認できない。

さらに、申立人及びその義妹は、共に集金人に保険料を遡って特例納付したと主張しているが、A市によれば、特例納付は国庫金であるため、同市で取扱っていない上、推進員による戸別徴収制度は昭和52年4月に廃止していると回答しており、申立内容と符合しない。

加えて、申立人に対して、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から62年3月まで

店を開店した昭和48年7月頃に、自治会の方が国民健康保険料と一緒に国民年金保険料の集金に来られ、元夫が私の国民年金の加入手続きを行い、夫婦の保険料を納付していた。

その後、農協及び信用金庫の口座振替により保険料を納付していたが、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月頃に、申立人の元夫が申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を集金人に納付しており、遡って納付したことは聞いたことが無いと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は56年3月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が主張する加入時期と相違する上、上記払出しの時点で、申立期間のうち48年7月から53年12月までは、時効により保険料を納付することはできず、54年1月から55年3月までは過年度保険料として納付が可能な期間であるが、申立人は、遡って保険料を納付したことは、元夫から聞いたことが無いとしている。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元夫も、申立期間の保険料は未納であることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金に加入後、申立人の元夫が納付していたが、その元夫が家を出た昭和55年頃以降の保険料を納付したことは無いと供述しているなど、申立内容に不自然な点が見られる。

加えて、申立人及びその元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から61年3月まで

私は、昭和56年5月頃にA市役所か社会保険事務所（当時）で国民年金の任意加入の手続きを行い、その後、金融機関で毎月、国民年金保険料を納付してきた。しかし、記録を確認すると、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年5月頃に国民年金の任意加入の手続きを行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、同年5月14日に任意加入被保険者の資格を取得し、同年11月10日にその資格を喪失していることが確認できるものの、同年5月から同年10月までは未納期間と記録されていることが確認でき、A市の収滞納一覧表の記録と一致する上、いずれの記録においても、同年11月10日に任意加入被保険者の資格を喪失していることから、申立期間のうち同年同月から61年3月までは、未加入期間であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、毎月金融機関で納付していたと主張しているが、A市によると、国民年金保険料の毎月納付が開始されたのは昭和61年度からとしており、申立人の主張する納付方法と相違する。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関する具体的な記憶は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から45年9月まで

私は母親から、私が20歳になった時、国民年金保険料を徴収していた集金人から、「娘さんが20歳になったのだから、国民年金を払ってはどうか。」と言われたので、一緒に支払うことにしたと聞いている。当時、保険料の支払いは徴収員が直接自宅まで訪れていた。国民年金手帳には、「昭和41年*月*日㊦」と書いてあり、それは私が20歳になった月である。しかし、年金記録では45年10月からの記録しかなく、おかしいと思い、社会保険事務センター（当時）に同手帳を送り、調べてもらったところ、記録が無いという理由で、「41年*月*日㊦」を取消線で削除され、新たに「45年10月1日㊧」と書かれて送られてきた。母親が私のために納めてくれた年金がきちんと処理されていなかったのではないかと思い、納得できない。しっかり調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和51年1月にA県で再発行された申立人が所持する国民年金手帳には、当初、鉛筆書きで、「41年*月*日㊦」と記載されていたことが確認できることから、申立人は、同時期に申立人の母親が申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたはずだと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年3月から同年7月までの間に払い出されていることが確認できる上、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、45年7月から同年10月までの間に加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人が当時居住していたB町（現在は、C市）で、昭和41年9月から43年4月までに国民年金手帳記号

番号が払い出された 208 人を確認したところ、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人が 41 年*月*日に加入手続きを行っていたとは考え難い。

さらに、B町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の資格取得は、「昭和 45 年 10 月 1 日 (新 強)」と記載されており、同日に強制加入被保険者として新規加入したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は被保険者として扱われておらず、納付書が発行されず、保険料を納付できない期間である。

加えて、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、既に死亡しており、具体的な加入及び納付状況等は不明である。

このほか、45 か月もの長期にわたり、行政上の不備があったとは考え難い上、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から52年1月までの期間、58年7月から59年3月までの期間、同年10月から62年3月までの期間、同年7月から63年9月までの期間及び平成元年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から52年1月まで
② 昭和58年7月から59年3月まで
③ 昭和59年10月から62年3月まで
④ 昭和62年7月から63年9月まで
⑤ 平成元年5月

私は、夫が昭和48年7月まで勤務していた会社の財務担当者に勧められて、夫婦一緒に国民年金に加入し、3か月分ずつまとめてA市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月まで申立人の夫が勤務していた会社の財務担当者に勧められて夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を3か月分ずつまとめてA市役所で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の夫の同手帳記号番号は昭和48年9月13日に払い出されていることが確認できるのに対し、申立人の同手帳記号番号は52年3月10日に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、「初めて国民年金の被保険者となった日」は、昭和52年2月10日と記載されていることが確認できることから、申立人の主張する加入状況と相違する。

また、オンライン記録により、申立人の夫の昭和62年4月から平成2年6月までの納付記録を見ると、国民年金保険料を毎月月末に現年度納付している

ことが確認できるのに対し、申立人は、申立期間⑤を除く昭和63年10月から平成2年12月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張する保険料納付状況と相違する。

さらに、申立期間①は上記のとおり国民年金保険料を納付できない未加入期間であり、申立期間②及び③については国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により未納とされていることが確認できる。

加えて、申立期間④は、オンライン記録により、未納とされていることが確認でき、申立人は、当該期間直後から国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立内容とは符合しない上、申立期間⑤について、申立人は、平成3年7月31日に申立期間⑤の保険料を納付したものの、当該時点で、申立期間⑤は既に時効が完成していたため、時効完成前である元年7月分に充当されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から62年3月まで

申立期間の保険料について、私は全額免除となっているが、税金もきちんと納めていて、夫は納付済みであるのに一緒に納付している私が全額免除されていることはあり得ない。当時は、家の改築ができるほど十分にお金があった。結婚当初の頃に免除された記憶はあるが、申立期間の時期に免除の手続を行ったことは無く、まして更新の手続を行った覚えも無い。当時、私は子育てと、入退院を繰り返していた父親の看病、高齢の祖父の世話で、毎日を忙しく過ごしていたので、どこでどのように保険料を払ったのかなど、事細かに覚えているはずがない。もし免除になっていれば、何年か後には、追納できることを知らせてくるはずだが、そのような通知も全く無かった。必ず保険料を納付しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表によれば、申立期間について申請免除と記録され、同市の国民年金過年度収滞納一覧表においても同様に申請免除と記録されている上、同市の国民年金被保険者名簿によると、「申57.10～申免却下62.9」と記載されていることが確認でき、これらの記録内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録においても、申立期間は申請免除と記録されている。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、申立人の夫の分と一緒に金融機関で納付していたと主張しているが、A市の国民年金収滞納一覧表によれば、申立人の夫は、集金人によって納付していたと記録されていることから、申立人の供述内容と一致せず、申立期間に係る保険料の納付方法等に

ついて記憶が曖昧である。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿によると、上記のとおり、申立人は昭和62年9月に申請免除が却下されているところ、オンライン記録によれば、同年10月以降の保険料について定期的に納付期限内に納付していることが確認できるのに対し、同年8月及び同年9月の保険料については、63年4月及び同年3月に納付しており、62年4月から同年7月までの保険料についても平成元年7月5日に過年度納付していることから、申請免除が却下された時期より前の期間については、その後、遡って保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 27 日から 40 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 40 年 3 月末に A 社 B 支店を退職する際に、当該事業所から祝い金として 3 万円ほど受けとったことは記憶しているが、脱退手当金という言葉を知ったのは平成 19 年になってからである。同支店に勤務していた当時、同支店は、脱退手当金の説明をせずに一方的に事務手続を行っていた。

退職時に脱退手当金の説明があれば、脱退手当金を受給せずに将来年金を受給するという選択もできたはずである。調査の上、記録の回復をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、脱退手当金を受給したが、事業所が、脱退手当金の説明をせずに支給手続を行っていたので、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。」と主張しているが、年金記録確認第三者委員会においては、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が無いか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどの周辺事情を考慮して判断することとなる。

本事案では、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 40 年 6 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記の被保険者名簿によると、昭和 38 年 3 月 31 日から 42 年 4 月 1 日までに厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給資格があ

る 12 人（申立人を除く。）のうち 10 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、いずれも同被保険者資格を喪失後 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることを踏まえると、申立人の供述のとおり、当該事業所では、退職者に係る脱退手当金を代理請求していた可能性が高いと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで

私は、高校の同級生であったAオーナーの親族の紹介で、昭和 31 年 4 月 1 日から同年 12 月末日までB現場において、C社A班事務所の事務職をしていたが当該期間の年金記録が無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶している入社経緯や複数の元同僚の氏名が、Aオーナーの親族の証言と一致すること等により、申立人は申立期間の頃にB現場A班の事務をしていたことがうかがえる。

しかしながら、C社では、「正社員であれば当時の在籍記録が残っているが、申立人に係る在籍記録は無い。」と回答している上、A班のオーナーは既に死亡しており、その親族によると、「当時の資料は保存していない。」と証言していることから、申立人の同社に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、連絡先の判明した申立人が記憶する同職種の元同僚に照会しても、申立人のことを記憶しておらず、申立期間当時、C社B現場出張所に係る厚生年金保険被保険者記録を有し連絡先の判明した 22 人に照会し、14 人から回答があったものの、申立人を記憶している者はいないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況に関する証言が得られない。

さらに、C社B現場出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間において、申立人が記憶するA班オーナーの氏名が確認できるものの、申立人、申立人が記憶する元同僚及びA班オーナーの親族が記憶するA班所属の元従業員二人について、いずれも、申立期間に厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、

申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月 25 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 22 年 9 月 10 日から同年 11 月 25 日まで

私は、職業安定所へ手紙で就職について照会したところ、A事業所（現在は、B事業所）C分室から連絡があり、昭和 21 年 4 月 24 日に同分室に出向いたところ、翌日から、D港に停泊中のE丸に乗船し、機関員見習いとして勤務することになり、22 年 11 月 25 日にF港で下船するまで引揚者の輸送に従事したが、申立期間の船員保険の記録が無い。

船員保険についての説明も無く、健康保険証も交付されなかったが、病気をしたこともなかったため、その必要も感じられず、給料の明細でどのようになっていたのかも分からない。当時の船員手帳及び給与明細書等は紛失したが、私が昭和 43 年頃に記録したノートには、21 年 4 月 25 日から 22 年 11 月 25 日までE丸に乗船したことが記載されている。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 21 年 4 月 25 日に、D港に停泊中のA事業所のE丸に乗船した。採用されたとき、E丸はドック入りしており、その船で寝泊まりした。」と主張し、同日からE丸に乗船したことを記載したノートの写しを提出しているところ、B事業所から提出された「G資料」によると、E丸が 21 年 4 月 5 日から同年 5 月 22 日までドック入りしていた旨の記載が確認できる。

しかしながら、B事業所では、「当所で保存している人事記録等において申立人に該当するものが無く、申立人がA事業所で採用されていたか不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態等について確認できない。

また、A事業所が船員保険の適用事業所となったのは、昭和 21 年 6 月 1

日であり、申立期間①は、当該事業所が船員保険の適用事業所となる前の期間である。

さらに、上記の「G資料」において、申立人と同様、昭和21年度のE丸機関部の普通海員として氏名が確認できる乗組員10人（申立人を除く。）のうち、申立人と同日の昭和21年6月1日に船員保険被保険者資格を取得している者は3人確認でき、このうち連絡先の判明した2人から聞き取りを行ったものの、申立人の乗船時期に係る証言は得られない上、このうちの一人は、「自分が乗船したのは20年12月1日からだったと思う。」と証言している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和22年11月25日に下船するまで、E丸に乗船し、引き揚げ者の輸送に従事していた。」と主張しており、同日まで乗船したことを記載したノートの写しを提出している。

しかしながら、上記のとおり、B事業所では、「申立人に該当する人事記録等が無い。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態について確認できない。

また、上記の「G資料」において、昭和21年度のE丸機関部の普通船員として氏名が確認できる乗組員10人のうち、申立期間②よりも前に船員保険被保険者資格を喪失している2人を除く8人中、連絡先の判明した2人のうち1人は病気のため調査することができず、残りの一人も申立人のことを記憶していないことから、申立期間②における申立人の勤務状況等に関する証言が得られない。

さらに、申立人は「E丸に乗船中、H地には何回も行ったが、最後の方はH地に行かなかった。」と供述しているが、上記の「G資料」によると、昭和21年度の航海ではH地を寄港地とする航海が6回確認できる一方、22年度の航海では、申立人の当該事業所に係る船員保険被保険者資格喪失日（同年9月10日）まで、H地を寄港地とする航海が無いことが確認できるところ、申立期間②中の第19回航海（航海期間は、22年10月1日から同年同月19日まで）において、H地を寄港地とする航海が確認でき、申立人の記憶と相違する。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 20 日頃から同年 5 月 1 日まで
私は、申立期間当時、A社内にあったB社のC室で勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。試用期間だったかもしれないが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る履歴書、同社の回答及び申立人の勤務状況に関する供述内容から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社では、「申立人の履歴書以外、申立人に関する記録が無いため、申立人の在籍期間は不明である。当時の社会保険の資格取得届や同喪失届の控えも保管しているが、申立人に係る書類は見当たらない。」と回答しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立期間当時、B社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員に照会し、8人から回答があったものの、申立人が勤務したとするA社内の事業所で勤務したとする者を含め、申立人を記憶する者がおらず、申立人の勤務状況等に係る証言は得られない上、このうち3人が、「試用期間があった。」と証言している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間の前後を通じて、健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 9 月 30 日まで、A 地にある B 社で勤務し、結婚退職により C 地へ転居した。

退職に伴い脱退手当金をもらった記憶は全く無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 40 年 1 月 20 日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「退職後すぐに C 地に転居し、その後は A 地には行っていないので、脱退手当金を受け取ることができなかったはずである。」と主張しているが、申立期間に係る脱退手当金が支給されたとされる昭和 40 年当時は既に送金払いが行われており、申立人が C 地において脱退手当金を受給することは可能である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 1 日から 30 年 2 月 10 日まで
年金受給に際し、社会保険事務所(当時)で加入記録を調べたところ、A社で勤務していた昭和 29 年 8 月から 31 年 9 月までの加入記録が無かった。納得できなかったため、社会保険事務所に何度も確認したところ、後日、「A社で勤務していた時の加入記録が見付かった。」と連絡があった。しかし、判明した加入記録は、昭和 30 年 2 月 10 日から 31 年 9 月 27 日までの期間であり、入社して 6 か月後に厚生年金保険に加入したとされているので、改めて調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により住所及び生存が確認できた 18 人に照会したところ、回答があった 8 人のうち 3 人が申立人を記憶しているが、申立人の入社時期についての証言は無く、申立人が申立期間においても同社で勤務していたことを確認することができない。

また、申立人を記憶している上記の元同僚 3 人のうち二人は、いずれも「申立人とは、1 年以上一緒に勤務していた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該二人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人の同被保険者資格喪失日(昭和 31 年 9 月 27 日)より後の同年 10 月 1 日であることが確認できる上、同被保険者資格取得日は、当該二人がそれぞれ記憶している入社時期(30 年 4 月及び同年 10 月)から約 1 年以上後であることから、同社では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社の最後の代表者は、「当時の事業主は既に死亡している上、同社は平成 7 年 8 月 * 日に清算終了し、関連資料が現存していない。」と回答し

ており、申立人の厚生年金保険の加入状況等を聴取することができない。

加えて、上記の被保険者名簿によると、申立人の生年月日が誤っていたため、申立人の記録とされていなかった昭和30年2月10日から31年9月27日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が申立人の記録として追加訂正されたことがうかがえるものの、ほかに、申立期間の記録が欠落したことをうかがわせるような不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 22 日から 42 年 5 月 26 日まで

私は、A市（現在は、B市）のC社D工場で働いた後、結婚してE市に住むようになり、昭和39年8月22日から42年5月26日までF社で勤務していた。C社D工場では、「結婚するので脱退手当金を出してやれ。」という話を聞き、同工場勤務分の脱退手当金を受給したが、F社では脱退手当金のことについて何も聞いていないし、同社勤務分の脱退手当金も受給していないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年9月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間前の同一の厚生年金番号で管理されていた4年間以上の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立人の申立期間④における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 9 月頃から 28 年 2 月頃まで
② 昭和 28 年 3 月頃から 30 年 5 月頃まで
③ 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社において、申立期間②については、B社において勤務した。どちらも健康保険証を使用したことを覚えており、給与から厚生年金保険料を控除されていた。また、申立期間③については、標準報酬月額は8万4,000円で届出されているはずであり、申立期間④については、私はC社の代表取締役であり、私の標準報酬月額が47万円から26万円に引き下げられるはずがないので確認をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務して、厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和31年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、適用事業所になる前の期間である。

また、所在地を管轄する法務局において、A社の商業登記簿謄本は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者

名簿」という。)に記載された元事業主及び親族の所在も確認することができない。

さらに、申立人の記憶する元同僚一人は、上記の被保険者名簿に記載されておらず、同名簿から所在が確認できた元従業員6人に当時の状況を照会し、3人から回答を得たが、全員が申立人を覚えておらず、申立期間①において申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことを示す証言や証拠は得られない。

2 申立期間②について、申立人は、「B社に勤務して、厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は昭和34年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、適用事業所になる前の期間である。

また、所在地を管轄する法務局において、B社の商業登記簿謄本は確認できない上、同社に係る被保険者名簿に記載された元事業主及び親族の所在も確認することができない。

さらに、申立人の記憶する元同僚一人は、上記の被保険者名簿に記載されておらず、同名簿から所在が確認できた元従業員4人に当時の状況を照会し、3人から回答を得たが、全員が申立人を覚えておらず、申立期間②において申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことを示す証言や証拠は得られない。

加えて、申立人は申立期間①及び②について「健康保険証を使用した。」と主張しているが、申立人は健康保険証の使用について、その詳細を覚えていないことから健康保険証の使用に係る調査を行うことができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、「標準報酬月額は8万4,000円で届出されているはずである。」と主張している。

しかしながら、D社に係る商業登記簿謄本から、同社は平成15年4月*日にE社に合併し解散したことが確認できるところ、同社は申立人に係る「失業保険被保険者資格取得確認通知書」を保管しており、同通知書には、申立人が申立期間③の始期において給与月額5万960円で届出された記録が確認でき、当該給与月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致す

る。

また、D社に係る被保険者名簿によると、申立人と同日に資格を取得した被保険者が申立人を含め14人確認できるところ、各々の標準報酬月額については、申立人一人が5万2,000円、その他の13人は4万8,000円で資格を取得している記載が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立期間④について、申立人は、「私はC社の代表取締役であり、標準報酬月額が26万円に引き下げられるはずがない。」と主張している。

しかしながら、C社に係る被保険者名簿によると、申立人に係る標準報酬月額が、昭和62年10月に47万円から26万円に引き下げられた記載が確認できることから、同社から社会保険事務所（当時）へ同年の算定基礎届が提出され、その結果、届書に基づき保険料の改定が行われたと考えるのが自然である。

また、同名簿に記載された申立人の妻の記録についても昭和62年10月に標準報酬月額が47万円から9万8,000円に引き下げられた記載が確認できるところ、当該妻は、「私の標準報酬月額の訂正処理は自分で行った。」と供述しており、これらの標準報酬月額の訂正処理に係る届出について、会社の関与なしに行われたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間④における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月1日から30年1月1日まで
② 昭和30年2月1日から同年12月27日まで

A社の上司がB社（現在は、C社）に転職したので、その上司の紹介で昭和29年10月1日にB社D支店に入社した。30年7月頃、2か月入院する労災事故を起こした。同年12月27日に退職するまで継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「昭和29年10月1日にB社D支店に入社した。」と主張している。

しかしながら、C社は、「申立人に係る人事記録及び申立期間当時の社会保険関係の書類は保管していない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人は、「前職のA社の上司がB社へ転職したので、その上司の紹介で同社に入社した。」と供述しているが、当該上司は既に死亡しており、申立人が姓を記憶する申立期間当時の上司についても、連絡先不明のため、これらの者から当時の状況について確認することができない上、同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間の頃に被保険者資格を有する元従業員のうち、連絡先の判明した14人に照会したところ、回答のあった13人のうち3人が申立人を記憶していたものの、申立人の勤務期間を記憶している者がおらず、申立人の当該期間における勤務実態等に係る証言が得られない。

さらに、B社D支店の元従業員のうち3人は、「試用期間のため、同社で勤務を始めた日からしばらくの間、厚生年金保険の記録が無い。」と証言し

ている上、C社は、「加入しない者の給与から厚生年金保険料は控除することは無い。」と回答している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和30年12月27日に退職するまで、B社D支店で継続して勤務した。」と主張している。

しかしながら、上記のとおり、C社では「申立人の人事記録等は保管していない。」と回答しており、B社D支店の元従業員に照会しても申立人の当該期間における勤務状況に係る証言が得られない。

また、申立人は、「昭和30年7月頃に労災事故で2か月入院した。」と供述しているが、F労働基準監督署は「当時の書類は保管していない。」としており、当該労災事故について確認することができない上、申立期間当時の元従業員に照会しても、当該労災事故に係る証言が得られない。

さらに、B社D支店に係る被保険者名簿の申立人の欄を見ると、昭和30年2月1日に資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、健康保険証を返納したことを示す「証返納済」の押印が確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 21 日から 37 年 4 月 19 日まで
② 昭和 37 年 4 月 19 日から同年 9 月 5 日まで

「ねんきん特別便」が来たので社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた昭和 34 年 4 月 21 日から 37 年 4 月 19 日までの期間（申立期間①）及びB社で勤務していた同年同月同日から同年 9 月 5 日までの期間（申立期間②）については、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金という給付制度そのものを知らず、請求も受給もしていないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、昭和 42 年 8 月 1 日に支給決定されたこととなっているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の姓が同年 7 月 13 日に旧姓から新姓に変更（入籍は 40 年 2 月）されていること、また、申立期間②における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、当該期間に係る事業所を退職した日から約 4 年 11 か月後の 42 年 7 月 24 日に重複取消処理（申立期間①における同記号番号に統合）されたことが確認できることから、これらの事務処理は申立期間の脱退手当金の請求があったことに伴い行われたと考えるのが自然である上、当該払出簿における申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいふことがない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年7月2日から38年7月1日まで
② 昭和39年1月1日から46年7月16日まで

私は、A社では、昭和35年7月から同年12月までは7,000円、36年1月から38年12月までは1万5,000円の給与が支給されていた。また、B社（現在は、C社）では39年1月から46年7月まで在籍していたが、当初3か月の見習後に正社員となり、基本給18万円に残業手当があり、退職時の給与は25万円以上あったはずである。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社では、昭和35年7月から同年12月までは7,000円、36年1月から38年12月までは1万5,000円の給与が支給されていた。」と主張している。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、当時の同僚の所在も確認できないため、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立期間①のうち、昭和35年11月1日から36年1月10日までについて、申立人は、「B社に在籍していたが、週末にはA社の仕事をしていた。」と供述しており、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は、両社における報酬月額の合算額である1万6,000円となっていることが確認できる。

さらに、申立期間①については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な記載は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

申立期間②について、申立人は、「B社では、基本給18万円に残業手当があ

り、退職時の給与は25万円以上あったはずである。」と主張している。

しかし、C社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は残っておらず、申立人の標準報酬月額が不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者資格を有する同僚4人に照会したところ、当該4人は、「自分の標準報酬月額が給与と比較して低いとは思っていない。」と供述している。

さらに、申立期間②について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な記載は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた昭和35年5月1日から42年6月1日までの期間については、脱退手当金支給済みであるとのことであった。
脱退手当金という給付制度そのものを知らず、請求も受給もしていないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年4か月後の昭和44年9月30日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 1 日から同年 10 月 21 日まで

私は、高校 1 年生から 3 年間、A 社でアルバイトとして勤務した後、昭和 55 年 3 月 1 日から同社の正社員になり、夜間大学に通いながら勤務した。事業主から社会保険に関する説明は無く、健康保険証も年金手帳ももらわなかったし、厚生年金保険料の控除についての記憶も無いが、同僚と同じ正社員であったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の現在の事業主で申立期間当時の申立人の元同僚の証言から、申立人が、申立期間の頃に、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、昭和 54 年 1 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、申立期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の期間である。

また、上記の現在の事業主によると、「申立期間当時は、従業員からの希望により、厚生年金保険の加入を止めていた時期なので、給料から厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 7 月 1 日に A 社（現在は、B 社）C 支店に入社し、41 年 7 月に夫の転勤に伴い退職したが、平成 22 年に年金事務所で年金記録を確認したところ、同支店で勤務した期間の加入記録は、脱退手当金を受給したことにより存在しないと言われた。

私は、脱退手当金の制度について知らないし、事業所から説明を聞いたことも無く、脱退手当金を受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 社 C 支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されている。

また、上記の被保険者原票によると、申立人とほぼ同時期に勤務し、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 7 月 1 日の前後 4 年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給資格を有していた女性の被保険者 18 人（申立人を除く。）のうち、9 人に脱退手当金の支給記録があり、当該 9 人全員について、同被保険者資格の喪失日から 5 か月以内（申立人は、2 か月後の 41 年 9 月 20 日）に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる上、当該 9 人のうちの 1 人が、「会社が、脱退手当金の請求手続を行ったと思う。」と証言していることを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人が受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 1 日から 26 年 5 月 31 日まで
私は、昭和 24 年から 2 年間、A 社に勤務していた。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚が、申立人が申立期間にA社に勤務していたことを記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「私は、A社の発起人の一人であった。申立期間当時は、同社の役員として勤務していた。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当時の元代表者も被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から 14 年 5 月 1 日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格を平成 12 年 3 月 1 日に喪失後、厚生年金保険の記録が無い。私は、8 年 7 月から 14 年 4 月まで、親会社である A 社が経営する C 事業所で、主任として勤務していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B 社から提出された社員名簿により、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を平成 12 年 3 月 1 日に喪失していることが確認できる。

また、申立期間当時の事務担当者は、「申立期間については、雇用形態の変更もしくは本人の希望により、平成 12 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失させる手続を行った。」と供述している。

さらに、D 市は、「申立人については、平成 12 年 3 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで、国民健康保険の加入記録が確認できる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 23 日から同年 4 月 1 日まで

平成 6 年 4 月から 10 年 3 月まで A 事業所に勤務し、臨時職員と日々雇用職員を交互に 1 年ずつ更新しており、4 年間途切れることなく継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 6 年 4 月から 10 年 3 月までの 4 年間、A 事業所において、臨時職員と日々雇用職員を 1 年ずつ更新しながら継続して勤務した。」と主張している。

しかしながら、A 事業所が保管する申立人に係る履歴書（平成 8 年 2 月 26 日現在で作成）によると、申立人が同年 3 月 22 日に A 事業所 B 課を退職予定である旨の記載が確認できる。

また、A 事業所では、「申立人の履歴書の記載内容から、申立人は平成 8 年 3 月 23 日までは日々雇用職員、同年 4 月 1 日から臨時職員として勤務していたことが確認できる。」と回答している上、オンライン記録によると、同年 4 月 1 日に、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者は申立人のほかに 11 人確認できるところ、このうち 3 人が、申立人と同様、同年 3 月 23 日に当該事業所に係る同資格を喪失し、再度、同資格を取得した者であることが確認できる。

なお、申立人は、平成 8 年分の給与所得の源泉徴収票を提出しているが、オンライン記録で確認できる標準報酬月額及び当該源泉徴収票で確認できる給与支払金額により、同年における厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を検証しても、申立期間（同年 3 月）の厚生年金保険料が控除されていたこと

を確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。